

# 令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

洋野町立大野小学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る」という基本認識に立ち、本校では、どの児童も明るく豊かな学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめを生まない学校づくりのために、全教職員がいじめの問題に対して、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。【法2条】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の安心・安全な学校生活を保障する場となるように配慮するとともに、児童が互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりする人間関係づくりに取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する

達成感・成就感をもたせる。

- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

## 2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を利用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うために「生徒指導委員会兼いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) 構成員

校長，副校長，生徒指導主事，教務主任，教育相談担当，養護教諭  
特別支援コーディネーター

### (2) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定，年間指導計画の作成
- イ いじめにかかわる研修会の企画立案
- ウ 未然防止，早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学年)
- オ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

### (3) 開催時期

- ・学校生活アンケート実施後，速やかに行う。(年3回)
- ・いじめ事案発生時は緊急開催し，事態の収束まで随時開催。

## 4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) 児童会主体の規範意識を高めるルールづくり
- (3) 縦割り班活動における主体的な交流活動
- (4) 人権啓発などの学習に対する積極的参加

## 5 家庭・地域の取組

- (1) 学校いじめ基本方針を、校報「大野っ子」やホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (3) PTAの各種会議等でいじめの実態や指導方針についての説明を行う。

## 6 教職員研修

- (1) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) 児童理解のための校内研修を充実させ、学級経営や児童相互の人間関係づくりに役立てる。
  - ・いじめの問題にかかわる校内研修会（4月に確認と長期休業中に随時）
  - ・児童理解にかかわる交流会（職員会議後）
  - ・いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

# Ⅲ いじめの早期発見のための取組

## 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは教師の見ていないところで行われるため、授業中はもとより、朝の時間や休み時間、放課後においても児童の様子にできるだけ目を配る。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時には、教職員が速やかに予防的介入を行う。その際、事実の確認を正確に行い適切な指導を入れる。必要に応じて保護者への連絡も行う。
- (6) 地域や関連機関と定期的な情報交換を行い、幅広く日常的な連携を深める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、発達段階に応じて情報モラル教育を実施する。

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童を対象にしたアンケート調査・・・5月、10月、2月
- (2) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査・・・随時
- (3) 保護者を対象とした聞き取り調査年2回・・・7月と12月の期末面談時
- (4) 「心とからだの健康観察」に伴う聞き取り調査年1回・・・9月
- (5) いじめ防止等の取組状況を評価項目に位置付けた学校評価アンケート調査年1回（12月）

## 3 相談窓口の紹介

いじめを受けた児童やその保護者が相談できるよう、相談窓口を明確化するとともに、対応には細心の注意を払う。

本校のいじめ相談窓口を下記のとおりにする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全職員で対応
- 外部カウンセラー等の活用・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または久慈警察署
- 24時間いじめ相談窓口・・・県教委019-623-7830

#### **IV いじめの問題に対する早期対応**

##### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめを受けた児童及びいじめを知らせた児童の身の安全の確保を最優先に考えるとともに、いじめを行った側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

##### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

###### (1) 児童への対応

###### ア いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解しつつ、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で継続的に支援し、いじめの解消に向けて支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場所を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

###### ※ いじめの解消とは・・・

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」（いじめ行為が少なくとも3か月を目安として継続して止んでいる状態）及び「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」（被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認）という2つの要件が満たされる状態をいう。

###### イ いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。

- ・必要がある場合は懲戒を加える。

## (2) 関係集団への対応

被害児童・加害児童だけではなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成しようとすることが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感を持てる集団づくりに努める。

## (3) 保護者への対応

### ア いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### イ いじめている児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合があり、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

### ア 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法について教育委員会に報告
- ・関係機関との調整

### イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

### ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握に関する指導・助言

### エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 ネットいじめへの対応

##### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を低める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為である。

##### (2) ネットいじめの予防

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠であり、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭の双方で指導を行う。

###### ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

###### イ 情報教育の充実

- ・教科・領域における情報モラル教育の充実

##### (3) ネットいじめへの対応

###### ア ネットの特殊性の理解

- ・発信した情報は、多くの人に広まる。
- ・匿名でも書き込みをした人は特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で、おもわぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・一度流出した情報は簡単には回収できない。

###### イ ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの訴え
- ・ネットパトロール

###### ウ 不当な書き込みへの対処

- ・万が一、誹謗中傷等を発見した場合には、下記の流れで迅速かつ適切に対応する。

#### 5 いじめ解消の判断と継続的な対応

(1) 被害児童に対する心理的又は物理的影響を与える行為が、3ヶ月以上の期間において止み、被害児童が心身の苦痛を感じていない状況にあつて、被害児童及び保護者から確認を得たうえで、いじめが解消されたと判断する。

(2) いじめが解消していると判断した後も、対象の児童の様子について把握するとともに、定期的な教育相談の実施や保護者との情報共有により、再発防止に努める。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとして、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。以下のケースが想定される。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】
- (3) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示された「重大事態として扱われた事例」に該当または、相当すると認めるとき。

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（洋野町教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

学校が調査の主体者となる場合は、学校の設置者（洋野町教育委員会）の指導・支援のもと以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を町教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

## **Ⅶ その他**

### 1 いじめを許さない学校風土づくり

児童との日常的なふれあいや学級経営を充実させるとともに、教職員全員が「共通理解・共通指導」の原則のもと、「いじめ防止」に向き合う学校風土を創り上げる。

### 2 校務の効率化

教職員が、児童と向き合い、「いじめ防止」等に取り組んでいくことができるようにするため、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、学校、家庭、地域が組織的に連携する体制を整える。

# いじめ発生時の対応の流れ【重大事態を含む】

いじめやいじめが疑われる行為の発見、訴えの受信

## 【正確な状況把握】

- ・ 事実確認は時系列で（5W1H）
- ・ 共感的な対応
- ・ 事実のみを把握する  
（憶測等を入れない）
- ・ 個々に聞き取る

暴力を伴うもの等はすぐにやめさせる

## 【いじめやいじめが疑われる行為の報告】

発見者  
↓〈報告〉  
担任  
↓〈報告〉 ↑〈連携〉  
生徒指導主事 → いじめ対策委員会の招集  
↓〈報告〉 ↑〈指示〉  
副校長  
↓〈報告〉 ↑〈指示〉  
校長

教育委員会へ報告（副校長）  
※場合によっては警察に通報

全教職員（共通理解）

## 【いじめ防止対策委員会の招集】

- ① 事実の確認・共有
- ② いじめの認知
- ③ 今後の対応について
  - ・ 被害児童・加害児童への対応
  - ・ 保護者への対応
  - ・ 傍観者への対応
  - ・ 学級へのサポート体制の検討
- ④ 役割分担
- ⑤ 関係機関との連携 等

## 【いじめ解消への取り組み】

- ◇被害児童への対応
  - ・ 被害児童を保護し、守り抜く決意を伝える。
  - ・ 登下校、休み時間、放課後の時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。
  - ・ カウンセラーを活用した心のケアを行う。
- ◇加害児童への対応
  - ・ 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
  - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
  - ・ 被害児童への謝罪をする。（ただし、安易な謝罪はさせない。）
  - ・ 状況に応じて別室での学習を検討する。
  - ・ 当該児童の問題行動の背景をよく理解し、心に寄り添った指導を心がける。
- ◇当該児童の保護者への対応
  - ・ 面談は、必ず複数で行う。（担任と管理職）
  - ・ 家庭訪問をし、直接会って、いじめの全体像を説明する。
  - ・ 具体的な支援策を提示する。

## 【経過報告】

- ・ 学級担任等による声掛け、教育相談で不安や悩みの解消
- ・ 当該児童の自己肯定感の回復
- ・ 指導の経過と結果を関係した保護者に報告

いじめ防止対策委員会

報告（朝会、職員会議）・解決

## VIII いじめの防止等のための年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期解決に向けた取組
4月	<input type="checkbox"/> 指導方針、指導計画等の確認（4月職員会議） <input checked="" type="checkbox"/> 職員会議（情報交換） <input type="checkbox"/> PTA 総会でいじめについての基本方針を説明	<input checked="" type="checkbox"/> 学級開き <input type="checkbox"/> 道徳、特別活動の年間計画で人間関係づくりについて確認 <input checked="" type="checkbox"/> 縦割り班編成 <input type="checkbox"/> 子どもの人権 SOS ミニレターの使い方	<input type="checkbox"/> 保護者と面談（家庭訪問）
5月		<input checked="" type="checkbox"/> 運動会に向けての取組による人間関係づくり	<input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> 児童と面談
6月	<input type="checkbox"/> いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアルの確認		
7月		<input type="checkbox"/> 長期休業中の「インターネットやゲーム等の約束」の確認や文書配布 <input checked="" type="checkbox"/> 「メディア端末を使うときの約束」を親子で考え掲示	<input type="checkbox"/> 保護者と面談（期末面談）
8月	<input type="checkbox"/> いじめについての校内研修や生徒指導事例研	<input type="checkbox"/> 児童館や近隣商店への訪問	
9月			<input type="checkbox"/> 心と体の健康観察 <input type="checkbox"/> 児童と面談
10月		<input checked="" type="checkbox"/> 学習発表会に向けての取組による人間関係づくり	<input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> 児童と面談
11月		<input type="checkbox"/> 情報メディア学習会	
12月		<input type="checkbox"/> 長期休業中の「インターネットやゲーム等の約束」の確認や文書配布	<input type="checkbox"/> 保護者と面談（期末面談） <input type="checkbox"/> 保護者からの情報収集（学校評価アンケート）
1月		<input type="checkbox"/> 児童館や近隣商店への訪問	
2月		<input checked="" type="checkbox"/> 6送会の取組に向けての人間関係づくり	<input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> 児童と面談
3月		<input type="checkbox"/> 児童館や近隣商店への訪問 <input checked="" type="checkbox"/> 「メディア端末を使うときの約束」を親子で振り返り	

\* 実施した場合には、 にし点を入れること。例：